

(別添1)

モデル住宅リフォームマイスター事業者登録要綱

1 目的

本要綱では、〇〇〇〇（登録団体名称）が、大阪府住宅リフォームマイスター制度運営要綱（以下、「制度運営要綱」という。）3（1）⑧に基づき、マイスター事業者を登録する際の条件その他の必要な事項を定めるものとする。

2 マイスター事業者の責務等

(1) 事業の実施

マイスター事業者は、〇〇〇〇の紹介により、大阪府住宅リフォームマイスター制度を利用する府民と住宅リフォームに関する事前打合わせ、設計・施工等の事業を実施する。

(2) 府民への説明

マイスター事業者は、事業の実施に先立ち、本制度の利用方法等について、府民への説明を行うものとする。

(3) 相談窓口の設置等

マイスター事業者は、府民からの相談窓口を設置し、実施した事業にかかる苦情・クレーム等に適切に対応するとともに、その経過について〇〇〇〇へ報告する。

(4) 登録団体への報告

マイスター事業者は、大阪府住宅リフォームマイスター制度にかかる活動状況その他必要な事項について、〇〇〇〇へ報告する。

3 マイスター事業者の登録等

(1) マイスター事業者の登録要件

〇〇〇〇は、次の要件の全てを満たす会員をマイスター事業者として登録することができる。

- ① 消費者の相談窓口を設置していること
- ②-ア 建設業の許可を得ていること又は事業実績を勘案し、〇〇〇〇が適当と認められたものであること（施工に関する事業を実施する者）
- イ 建築士法上の建築士事務所登録を受けていること（設計に関する事業を実施する者）
- ③ 大阪府内に本店又は支店を有すること
- ④ 施工に関する事業を実施する者にあつては、1年以上の瑕疵担保責任を負うこと
- ⑤ 施工に関する事業を実施する者にあつては、工事保険に加入していること

- ⑥ 施工に関する事業を実施する者にあつては、特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律第17条第1項に規定する住宅瑕疵担保責任保険法人に対し、リフォーム事業者として登録していること
- ⑦ 1級建築士又は2級建築士、木造建築士、建築設備士、1級建築施工管理技士、2級建築施工管理技士、1級電気工事施工管理技士、2級電気工事施工管理技士、1級管工事施工管理技士、2級管工事施工管理技士、1級土木施工管理技士、2級土木施工管理技士、1級造園施工管理技士、2級造園施工管理技士、技術士（建設部門に限る）、若しくはリフォームに関する一定の実務経験者で大阪府知事の指定する研修・講習を修了した者を建築技術者として置いていること
- ⑧ 契約に関して相当の実務経験を有し、契約内容の説明・履行等について責任をもって対応する者を契約実務者として置いていること
- ⑨ 大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けている者又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当する者でないこと
- ⑩ 大阪府公共工事等に関する暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外措置を受けている者又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当する者でないこと
- ⑪ マイスター事業者の登録を抹消され、又は建築基準法、建設業法その他リフォームに係る法令に違反し処分等を受けた場合にあつては、その処分等の日から2年を経過していること
- ⑫ 大阪府暴力団排除条例（平成22年大阪府条例第58号）第2条第2号及び第4号に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でないこと
- ⑬ 法人格を有する団体にあつては、その役員の全てが本要綱3（1）⑨から⑫までの全ての要件を満たすこと
- ⑭ 建築技術者及び契約実務者が次の研修を継続的に受講すること
- ・（ 研修名称 ）
 - ・（ . . . ）
- ⑮ 制度運営要綱別添3モデル自主行動基準（住宅リフォームマイスター事業者）に準じ、大阪府消費者保護条例（昭和51年条例第84号）第12条第2項に規定する自主行動基準の届出をし、公示されていること。なお、当該自主行動基準には、少なくとも次の事項を盛り込まなければならない。
- （会員及びその従業員等が遵守すべき自主行動基準）
- ア 関係法令の遵守
 - イ 消費者の満足向上
 - ウ 情報の提供等
 - エ 見積り、契約等の書面等
 - オ 工事に際しての配慮
 - カ モラルの向上

- キ 技術・技能の研鑽
- ク 人権の尊重
- ケ 環境への配慮
- コ 個人情報保護について
- サ 苦情処理等の対応
- シ 基準の見直し

(2) マイスター事業者登録（登録変更等）手続き

① 登録手続き

マイスター事業者の登録を受けようとする者は、様式1により本要綱3（1）の要件を満たすことを証する資料及び様式2宣誓書を添えて〇〇〇〇に申請しなければならない。

② 登録通知

〇〇〇〇は上記申請を適当と認めるときは、申請者あて登録した旨を通知する。なお、この登録は、〇年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

③ 登録内容

マイスター事業者の登録内容は、制度運営要綱様式7に準拠する。

④ 変更等手続き

マイスター事業者において前記登録内容に変更が生じた場合は、速やかに〇〇〇〇に対して申請しなければならない。

また、マイスター事業者において、本要綱3（1）の要件を欠く事情が発生した場合、又は制度運営要綱に定める事業を中止する場合は、その旨を直ちに〇〇〇〇に対して届け出なければならない。

⑤ 手続きの実行の請求

マイスター事業者が、本要綱3（2）④に規定する手続きを行わないときは、〇〇〇〇は、当該事業者に対して当該手続きの実行を請求することができる。

⑥ 登録の取消し

ア マイスター事業者が、本要綱3（1）中、⑨から⑬までに掲げる要件に反することが明らかなきとき、又は大阪府消費者保護条例第14条に基づく勧告に従わなかったときは、登録を取り消すものとする。

イ マイスター事業者が、本要綱3（1）中、①から⑧又は⑭に掲げる要件を欠く事情が発生した場合において、〇〇〇〇が相当の期間を定めて是正を要請してもその是正がなされないときは、その登録を取り消すものとする。

ウ マイスター事業者として相応しくない行為を行った場合等には、登録の取消しその他必要な措置をとることができる。

(3) 活動状況の報告

- ① ○○○○はマイスター事業者に対し、活動状況その他必要な事項について、報告を求めることができる。
- ② マイスター事業者は、利用者との間で紛争等が発生した場合は、その経過等について、○○○○に報告するものとする。

4 府への報告

○○○○は、本要綱に基づいてマイスター事業者を登録または取消した場合、あるいは本要綱3(2)③登録内容に変更があった場合は、制度運営要綱4(2)①に基づき、関係書類を添えて府へ報告する。

5 名称の使用について

○○○○及びマイスター事業者は、マイスター事業者が「住宅リフォームマイスター事業者」の名称を使用する場合は、以下の事項に従うものとする。

(1) 使用できる名称

マイスター事業者が自ら使用できる名称は、「大阪府住宅リフォームマイスター事業者」とする。

(2) 使用できる媒体

前項の名称を使用できる媒体は、マイスター事業者が作成する以下のものとする。ただし、本制度の目的や仕組みを踏まえ、府民に誤解を与えないよう、かつ、本制度の印象を損ねないよう、デザイン等について配慮しなければならない。

- ① 名刺
- ② 自社の概要を記したPR資料
- ③ 広告チラシ
- ④ イベント等で配布される粗品等
- ⑤ 自社ホームページ

(3) 制度の説明

マイスター事業者は、名称使用に併せて、府民への本制度の説明に努めるとともに、制度の説明を前項の媒体に記載する場合は、以下に準じたものとする。

大阪府住宅リフォームマイスター制度とは、府民が安心してリフォームが行えるよう、大阪府が指定した「マイスター登録団体」が、一定の基準を満たした事業者（「マイスター事業者」）の情報を提供、ご紹介する制度です。弊社は、マイスター登録団体である○○○○に登録しているマイスター事業者です。

(4) 名称の使用の手続き

- ① マイスター事業者で、本要綱5（1）の名称を使用する者は、様式3により〇〇〇〇に届け出なければならない。
- ② 〇〇〇〇は、本項①の届出を受理した場合、その写しを大阪府へ提出する。
- ③ 〇〇〇〇は、本項①の届出を行い名称を使用しているマイスター事業者の登録を取り消した場合は、当該マイスター事業者に名称の使用を取り止めるよう要請する。
- ④ マイスター事業者は、登録を取り消された場合は、直ちに全ての名称の使用を止める。

(5) 登録団体の責務

- ① 〇〇〇〇は、マイスター事業者が本要綱5（1）から（4）①までの規定に反すると思われる事象が発生した場合において、速やかに状況を確認、調査し、必要に応じて、相当の期間を定めて是正を要請する。当該是正を要請してもその是正がなされないときは、本要綱3（2）⑥ウに基づき、その登録を取り消すものとする。
- ② 〇〇〇〇は、マイスター事業者が登録を取り消された後においても名称の使用を止めない場合は、当該マイスター事業者が〇〇〇〇の会員である場合は、使用を取り止めるよう指導するなど必要な措置をとる。当該マイスター事業者が〇〇〇〇の会員でなくなっている場合は、使用を取り止めるよう指導に努めるとともに、その旨を府へ報告する。